

石川こども園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 千早赤阪福祉会
所 在 地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分
電 話 番 号	0721-72-7868
代表者氏名	理事長 向井 秋久

2 施設概要

施 設 の 種 類	幼保連携認定こども園
施 設 の 名 称	石川こども園
施 設 の 所 在 地	大阪府南河内郡河南町大字一須賀76-1
連 絡 先	電話番号 0721-90-2068 FAX 0721-90-2066
管 理 者	園長 世木 紀子
認 可 定 員	2・3号認定 0歳児 9人 1歳児 18人 2歳児 18人 3歳児 25人 4歳児 25人 5歳児 25人 1号認定 3歳児 8人 4歳児 8人 5歳児 9人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 104人 満1歳以上満3歳未満の児童 54人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	平成29年4月1日
施設・事業所番号	
ホ ー ム ペ ー ジ	http://ge-n-ki.com

3 施設の目的・運営方針

子どもの健やかな成長のために、良質かつ適正な内容及び水準の特定教育・保育事業の提供を行うことを目的とします。

- (1) 良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。
- (2) 園児の意思及び人格を尊重して、常に園児の立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努めます。

- (3) 地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (4) 園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

4 施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地		9274.50 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
	延べ面積	2325 m ²
園 庭		園庭 3024.31 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数
保育室	7
遊戯室	1
乳児室又はほふく室	2
職員室	1
保健室	1
調理室	1

5 職員の職種、員数及び職務の内容

令和8年4月1日現在

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	27	19	8	
看護師	1		1	
栄養士	1	1		
調理員	7	2	5	

保育の提供に必要な配置基準を遵守し、上記の職員の配置数は増減します。

6 教育・保育の提供日

(1) 教育

- ① 教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとします。
- ② 土曜日、日曜日、祝祭日、下記の期間は休園とします。

夏休み7月27日～8月31日

冬休み12月21日～1月7日

春休み3月23日～4月7日

※年度ごとに変更があります。

(2) 保育

- ① 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。
- ② 日曜日、祝祭日及び年末年始は休園とします。

※その他、職員研修・行事等により、家庭保育を依頼する日が年数日あります。

※土曜日保育は、ご家族皆様が就労の場合のみ利用が可能です。

利用する水曜日(12時)までに申請が必要となります。

申請が間に合わなかった場合は、お弁当の用意をお願いします。

※月に1回、年間10回程度、南河内4園合同保育を行っています。

7 教育時間・保育の提供時間

(1) 教育標準時間(1号認定)

基本時間:午前9時～午後3時(6時間)

延長時間:午前7時～午前9時 午後4時～5時(有料)

(2) 保育標準時間(2号・3号認定)

基本時間:午前7時～午後6時(11時間)

延長時間:午後6時～午後7時(有料)

(3) 保育短時間(2号・3号認定)

基本時間:午前9時～午後5時(8時間)

延長時間:午前7時～午前9時 午後5時～午後7時(有料)

※教育・保育の必要時間は支給認定の範囲の中で就労等の状況を確認し、個別に園長が認定します。

8 教育・保育の内容

当園は、教育・保育の提供に当たっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、提供します。

(1) 教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 食事の提供

自園調理を行います。

子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時15分頃	11時10分頃	15時頃	
1歳児	9時15分頃	11時20分頃	15時頃	
2歳児		11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時40分頃	15時頃	
4歳児		11時50分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギーについては、除去食及び代替食で対応します。

(別途「アレルギー指示書」を提出していただきます。)

※遠足や登山などの園外保育の際には、お弁当(おにぎり)の用意をお願いします。

(3) 特別支援の必要な子どもの教育・保育

支援が必要なお子さまについてはご相談ください。

(4) その他

延長保育、病後児保育を実施します。

遊びと運動を中心に心身共に健やかで逞しく生きる力を育てることをねらいとし、読み書き、そろばん、体育、英語、音楽などの教育や、金剛登山、姉妹園との交流会なども行っています。

9 利用者負担金

(1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。（0～2歳児）

3～5歳児クラスの保育料は無償です。

(2) 延長保育に係る利用者負担（1号認定）

料金	時間
30分毎 100円	午前7時～午前9時
1時間 100円	午後4時～午後5時

(3) 延長保育に係る利用者負担（2・3号認定）

標準時間

料金	時間
10分毎 100円	午後6時～午後7時

短時間

標準時間料金	時間
1時間 100円	午前7時～午前9時
30分 100円	午後5時～午後5時30分
10分毎 100円	午後5時30分～午後7時

※延長保育利用の際、おやつ代として1食70円お支払いいただきます。

16時までに申請や連絡が無い場合は、1食100円いただきます。

おやつは、午後5時に提供します。

(4) その他の利用者負担額

別紙1「保育の提供に要する実費に係る利用者負担額」

※(1)～(4)の支払い方法は別途お知らせします。

10 利用にあたっての留意事項

本重要事項説明書等に同意された後に、教育・保育の提供を開始します。

(1) 入園（選考方法）

ア 1号認定の子ども

抽選により選考します。（配慮の必要な子どもについては別途選考致します）

イ 2号認定及び3号認定の子ども

市町村の利用調整結果に基づきます。

(2) 退園

園長は、次のいずれかに該当する場合には退園させることができます。

- ① 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、支給認定の要件に該当しなくなったとき。
- ② その他、利用者負担金の滞納等、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。
- ③ 当園の方針に理解が得られなかった場合。

(3) 卒園

子どもが小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

11 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める消防計画により対応します。

防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

※台風に伴う警報が発令された場合は、臨時休園等の措置をとることがあります。

12 緊急時の対応

利用しているお子さまに病状急変・事故等の緊急事態が発生した場合には、保護者に連絡を行うとともに、医学的対応等、必要な措置を行うこととします。
その際、医療機関等へ必要な個人情報を提供します。
入園時にお渡しする「連絡カード」の該当欄に記入をお願いします。

(1) 保育中の病気について

保育中に 37.5℃以上の発熱の場合、保護者に連絡させていただきます。
また 38℃を超える場合や、激しい下痢・嘔吐等、保育に適さない場合は、速やかにお迎えをお願いします。

(2) 感染症について

感染の拡大を防ぐため各種感染症の出席停止基準が定められています。
登園時には「意見書」を医師に記入してもらい、提出をお願いします。
また、第3種その他の感染症（手足口病、とびひ等）の疑いがあると園が判断した場合も、速やかに診療機関の受診をしていただき「登園届」の提出をお願いします。

※24時間以内に 38 度以上の発熱、2回以上の下痢・嘔吐がある場合は、登園を控えていただきます。

(3) 投薬について

園での投薬は原則お断りしています。1 日 3 回の処方薬についても、医療機関に相談の上、自宅での処方をお願いします。

（例：登園前、降園後、夜間の 3 回で処方）

但し、慢性疾患による長期処方のもの、熱性痙攣に伴う座薬等、どうしても必要な場合は、ご相談ください。

13 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科、アレルギー科

医療機関の名称	福田クリニック
医院長名又は医師名	福田 毅
所在地	富田林甲田 4-1-1
電話番号	0721-20-0017

(2) 歯科

医療機関の名称	藤代歯科医院
医院長名又は医師名	藤代 典久
所在地	富田林甲田2丁目19-33
電話番号	0721-24-2117

※歯科医師は、富田林医師会の決定により、変更になる場合があります。

14 保険に関する事項

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額	230円(年額)

※詳しくは、別途配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センター加入のご案内」を御確認ください。

15 苦情等に関する窓口

当園では、苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 野浦 蘭 ・ご利用時間 9:00~17:00 ・電話番号 0721-90-2068 F A X 0721-90-2066 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	前田剛史	電話番号 072-365-8808
		<u>ルンビニ保育園 理事長</u>

16 カスタマーハラスメントへの対応に関する方針

当園では、保護者の皆様との信頼関係を大切に、健全で安心できる保育環境を提供することを最優先にしています。

万が一、当園において、カスタマーハラスメントに該当する事象が生じた場合に、労働契約法第5条に定められている安全配慮義務に基づき、教職員が安心して教育・保育に従事し、子どもたちにとって安全な教育・保育環境を維持する為にも、『カスタマーハラスメントへの対応に関する方針』を定めています。

17 個人情報の取り扱い

当園は、業務上知り得た利用する子ども及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとしします。なお、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することがあります。

ア 小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有します。

イ 他の教育・保育施設等へ転園する場合、その他兄弟が別の教育・保育施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。

ウ 緊急時において、その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。

18 虐待の防止

当園では、利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者（園長）の設置、その他必要な体制の整備と行うとともに、職員に対し、研修の実施をする等の措置を講じます。

19 地域子育て支援事業

当園では、以下の子育て支援事業に取り組んでいます。

- (1) あそびの広場 月 1 回 1 時間 保育士が提供する活動に親子参加
- (2) 園庭開放 毎週水曜日 10 時～12 時
- (3) 子育て相談 電話や園内で個別に受け付けています

20 その他の留意事項

喫煙について	当園の敷地内はすべて禁煙です。
公共の福祉について	当園の秩序を乱すような行為は厳禁です。子ども・保護者ならびに職員相互の人格を尊重し、子どもの安全・安心・園の秩序維持に寄与する行動を心掛けるように努めていただきます。
SNS（ソーシャルネットワークサービス）について	SNS（インスタグラム・LINE・フェイスブック・Twitter 等）に当園ならびに関係者を誹謗・中傷すること、個人情報（写真や名前等）の掲載は厳禁です。
自動車通園について	自動車等（自動二輪・自転車含む）による登降園は十分にご注意下さい。駐車場内での事故・盗難には一切責めを負いません。また長時間の駐車はご遠慮ください。特に混雑時においては速やかに登降園を完了してください。 駐車場内では、最徐行にて通行してください。 目に余る危険運転が度重なる場合は、自動車での送迎をお断りすることになります。
髪型について	パーマやカラーリングは禁止しています。また刈り上げに剃りこみを入れて頭に模様を描いたり、片方だけ刈り上げたり、襟足だけを長く伸ばしたり、モヒカン刈りなど、子どもがするには相応しくない髪型は禁止です。
課外教室について	当園では、希望者を対象に課外教室（体操・新体操・習字・サッカー・英語・ピアノ）を実施しています。 課外教室は、各ご家庭と各教室の直接契約となります。 課外教室参加中の出来事等に対しては、当園は一切責めを負いません。

別表Ⅰ 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額

項目	負担を求める理由及び目的	金額
保育料	1.2.3 号認定の児童に対する保育料	負担額は課税所得による (無償化対象児は除く)
給食費	3・4・5 歳児の給食提供に係る実費負担	月額主食費 2000円
教育環境充実代 (3・4・5歳)	体育や英語などの教育費	月額 1000 円 2歳 300円
特別保育費 (4・5歳児)	スイミング・そろばんに係る実費負担	スイミング 3500 円程度 そろばん 2000 円程度
行事費	園外保育に係る実費負担	随時 2500 円程度
アルバム作成代	個人アルバム作成に係る実費負担	年 1500 円程度
日本スポーツ振興センタ ー災害共済給付制度	怪我等の保険、保護者負担額	年 230 円程度
レンタルおむつ代	任意の実費負担	おしめ 10 枚 1 袋 270 円 おしめカバー 5 枚 225 円 トレーニングパンツ 5 枚 225 円 (税抜き価格)
制服代	制服に係る実費負担	1 着購入の場合 32,350~32,750 円
体操服・リュック代	体操服・通園リュックに係る実費負担	1 着購入の場合 18,100 円
上靴代	上靴に係る実費負担	1 足 2,640 円
用品代 (お道具箱用品・ 連絡帳等)	個人用品に係る実費負担 (入園時、一式購入の場合)	0・1 歳児 2,860 円 2 歳児 7,550 円 3~5 歳児 14,070 円
延長料金	1 号認定 7:00~9:00 16:01~17:00	30 分毎 100 円 1 時間 100 円
	短時間 7:00~9:00 17:00~17:30 17:30~19:00	1 時間 100 円 30 分 100 円 10 分毎 100 円
	標準時間 18:00~19:00	10 分毎 100 円
夕方のおやつ代	17:00 以降保育を受ける場合の おやつ代 ※延長保育料とは別です	1 食 70 円 ※連絡が遅い又ははない場合 100 円
口座振替手数料	保育料・諸費の引き落としの際の 口座振替手数料	一家庭 1 回目 100円 2 回目 300 円

※金額は予告なく変更する場合があります